

第 38 回海外住宅・都市開発事情視察



【旅行日程】 2005 年 10 月 16 日（日）～10 月 23 日（日）

【募集期間】 2005 年 6 月 27 日（月）～8 月 31 日（水）

【視察企画】 社団法人全国市街地再開発協会

社団法人再開発コーディネーター協会

都市再開発促進協議会

【旅行企画・実施】 東急観光株式会社虎ノ門支店 

国土交通大臣登録旅行業第 38 号 ボンド保証会員
社団法人日本旅行業協会正会員

ごあいさつ

毎年恒例の海外住宅・都市開発事情視察は、本年度で38回目となりました。今回は「保存」と「再生」をテーマに、プラハおよびベルリンを中心としたヨーロッパ都市を対象として、景観政策および歴史的建造物の保存・再生等の事例を視察し、関係諸機関との交流を図ることを目的に実施いたします。

再開発事業に携わる方々に広くご参加頂き、新しい視点でのまちづくりにお役立ていただければと思います。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

社団法人 全国市街地再開発協会
理事長 城戸 義雄

視察訪問先（予定）概要

プラハ歴史地区および第5地区（プラハ）

プラハは、ロマネスクからアール・ヌーヴォーに至るまで、歴代の建築様式が美しく調和しています。17世紀の宗教戦争や第2次世界大戦をくぐりぬけ、中世ヨーロッパの栄華を当時のまま今に伝える数少ない街です。一方で、宿泊・商業施設への用途変更への要望も根強く、第5地区では古い工業地帯が大商業施設として再生されました。現地ではプラハ市都市計画局を訪問し、景観政策および工場跡地再生についてレクチャーを受け、現地視察を行います。



プラハイメージ

オラニエンブルグ通り地区 他（ベルリン）



ベルリンイメージ

旧東ミッテ区、オラニエンブルグ通りを中心とするエリアが、今ベルリンで最も活気づいています。歴史ある通り抜けの空間や連続する中庭空間が、時を経てその重要性を再発見されてアトリエやギャラリー等として利用され、独特の都市文化の発信地となっています。特に、この地区の最初でありかつ最大の中庭プロジェクト・ハケッシャーホーヘ（写真）には9つの異なるホーフ（中庭）があり、カフェやシアター、レストランがひしめく若者に人気のエリアとなっています。今回は大手建設コンサルタントのミュラー建築事務所を訪れ、歴史的建造物の保存と用途変更による再生についてヒアリングを予定しております。あわせて、担当者の案内による地区の視察を行います。

第38回海外住宅・都市開発事情視察団

旅行代金 お1人様 399,000円（お1人様1室利用）

ビジネスクラス利用追加代金 お1人様 496,000円

添乗員 成田空港から、旅程管理業務を行うものが1名同行いたします

お食事 朝食6回、昼食0回、夕食2回が旅行代金に含まれています

最少催行人員 15名様

パスポートの必要残存有効日数 2006年4月16日以降まで有効なパスポートが必要です

日次	月日	都市名	時間	交通機関	日程	食事
1	10月16日 (日)	成田 ブラハ	午前又は 午後 夜	航空機 専用バス	空路、ヨーロッパ内乗り継ぎ、 ブラハへ 到着後、ホテルへ ―初日の夕食は団員全員で夕食会	機内 機内 夕食：
2	10月17日 (月)	ブラハ 滞在	午前 午後	専用バス	公式訪問 / ブラハ市都市計画局（予定） ブラハ市内視察 ブラハ歴史地区（フラチャニ地区及び旧市街） ブラハ第5地区 など 昼食 / 夕食は各自にて	朝食： 昼食：× 夕食：×
3	10月18日 (火)	ブラハ ドレスデン	午前 午後 夕刻	専用バス	ブラハ市内視察 陸路、国境を越え、ドイツ・ドレスデンへ 【時差±0時間/所要約3時間00分】 到着後、ホテルへ 昼食 / 夕食は各自にて	朝食： 昼食：× 夕食：×
4	10月19日 (水)	ドレスデン ライプチヒ ベルリン	午前 午後 夕刻	専用バス	ドレスデン市内視察 （聖母教会改修工事地区など） 視察終了後、陸路、ライプチヒへ 【時差±0時間/所要約1時間30分】 到着後、 ライプチヒ市内視察 （中央駅再開発地区など） 視察終了後、陸路、ベルリンへ 【時差±0時間/所要約3時間00分】 到着後、ホテルへ 昼食 / 夕食は各自にて	朝食： 昼食：× 夕食：×
5	10月20日 (木)	ベルリン 滞在	午前 午後	専用バス	公式訪問 / BUERO MULLER事務所（予定） ベルリン市内視察 オラニエンブルグ通り地区 フリードリッヒシュタット・パサーージュ地区 フリードリッヒシュタット地区 など 昼食 / 夕食は各自にて	朝食： 夕食：×
6	10月21日 (金)	ベルリン ベルリン パリ	午前 午後 午後 夕刻	専用バス 航空機 専用バス	ベルリン市内視察 昼食は各自にて ベルリン国際空港へ 空路、直行便又はヨーロッパ内乗り継ぎ、 パリへ 到着後、ホテルへ ―最終日の夕食は団員全員での解団式	朝食： 昼食：× 夕食：
7	10月22日 (土)	 パリ	終日 夜	専用バス 航空機	パリ市内視察 セーヌ河左岸再開発地区 セーヌ河右岸地区 など 昼食は各自にて 視察終了後、シャルル・ド・ゴール空港へ 空路、直行便又はヨーロッパ内乗り継ぎ、 帰国の途へ	朝食： 昼食：× 機内
8	10月23日 (日)	成田	午後		成田空港到着・通関手続き終了後、解散	機内

交通機関の発着時刻は変更になることがありますので、ご注意ください

利用予定航空会社 エールフランス、ルフトハンザドイツ航空、日本航空、全日空

利用宿泊施設 ブラハ/クラウン・プラザ・ブラハ

ドレスデン/ウェスティン・ベルビュー・ドレスデン

ベルリン/グランド・ホテル・エスプラナーデ

パリ/ソフィテル・フォーラム・リブ・ゴーシュ

旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は係員にご請求ください。

この旅行は東急観光株式会社虎ノ門支店(東京都港区虎ノ門1-26-5/国土交通大臣登録旅行業第38号)(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面(最終日程表)ならびに当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 当社は、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めた場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。(2) 所定の申込書の提出とお1人様につき下記の申込金を添えてお申込みください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。また、当社は電話、郵便及びファクシミリ、Eメールその他の方法による旅行契約の予約を受付けます。この場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に所定の申込書と申込金を提出していただきます。(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。(4) 未成年の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は同伴者の参加を条件とすることがあります。

本ご旅行のお申込金は、50,000円です。

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3、渡航手続

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得等はお客様の責任で行なってください。

4、海外危険情報・保健衛生情報

渡航先の「海外危険情報」は、外務省海外安全ホームページ: <http://www.anzen.mofa.go.jp/>で、また衛生状況については、厚生労働省検疫所海外渡航者のための感染症情報: <http://www.forth.go.jp/>でご確認いただけます。

5、旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示された以下のものが含まれます。

(1) 航空機、船舶、鉄道など利用運送機関の運賃・料金 (2) 運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ等、原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。)(3) 宿泊料金および税・サービス料金(1部屋に1名様ずつの宿泊を基準とします。)(4) 食料料金および視察・観光料金(バス等の料金、通訳・ガイド料金、入場料金等)(5) 手荷物運搬料金(6) 団体行動中のチップ(7) 添乗員同行費用(8) 各国空港税・出国税およびこれに類する諸税(9) 日本国内の空港施設使用料(10) 視察諸経費*上期諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払戻しいたしません。

6、旅行代金に含まれないもの

第5項に記載したものの以外に旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1) 超過手荷物料金(2) クリーニング代、電話料、ホテルの従業員等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用(3) 渡航手続諸経費(旅券・査証の取得費用、予防接種料金および渡航手続料金等)(4) ご自宅と集合・解散地間の交通費や宿泊費等(5) オプションルツアーの代金

7、旅行内容・旅行代金の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が

生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。(2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増減となる場合がありますのであらかじめご了承ください。なお、詳しくは係員におたずねください。

8、旅行契約の解除

(1) お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日がピーク時のとき、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日から当日まで	旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

27日から5月6日まで、および7月20日から8月31日までをいいます。お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。

(2) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、ピーク時に旅行を開始するものにあつては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日前にあたる日より前までに、またピーク時以外に旅行を開始するものにあつては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

9、旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。(2) 添乗員が同行するコースにあつては添乗員が、また添乗員が同行しない旅行にあつては現地係員が、旅程管理業務その他当社が必要と認める業務を行います。

10、当社の責任および免責事項

(1) 当社は、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

11、旅程保証

(1) 当社は契約書面および確定書面に記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1~5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1旅行契約につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

旅行開始日または旅行終了日、入場する観光地または観光施設、レストラン、その他の旅行目的地、運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更、運送機関の種類または会社名、本邦内の出発空港または帰着空港の異なる便への変更、直行便から乗継便または経由便への変更、宿泊機関の種類または名称、宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件、前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。次に掲げる事由による変更の場合(但し、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。)

ア. 旅行日程に支障をもたらず悪天候、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、キ. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置、契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

12、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中にその身体または荷物に被られた一定の損害について、補償金および見舞金を支払います。死亡補償金2,500万円、入院見舞金4~40万円、通院見舞金2~10万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

13、お客様の責任

(1) お客様の故意または過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地において速やかに当社、手配代行または旅行サービス提供機関にお申し出ください。

14、個人情報の取扱い

(1) 当社は、申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お申込みいただいた旅行における運送・宿泊機関等が提供するサービスの手配・受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか当社では、当社と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、旅行に対するご意見やご感想提供やアンケートのお願いなどのためにお客様の個人情報を利用していただくことがあります。(2) 当社は、お客様のお買い物等の便宜をはかるため、申込み時に提供を受けた個人情報を土産物店に提供することがあります。不都合のある場合は、出発前までにお申し出ください。

15、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この際、交替に要する手数料としてお1人様1万円をいただきます。

16、その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。(2) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任でご購入ください。(3) この旅行条件・旅行代金は2005年6月25日現在を基準としております。

お申込み・お問合わせは

【旅行企画・実施】 国土交通大臣登録旅行業第38号

東急観光 虎ノ門支店

東京都港区虎ノ門1-26-5 虎ノ門17森ビル13階

電話番号 03-3591-9101 F A X番号 03-3591-1350

(社) 日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者: 中島 滋雄

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に際し、担当者からの説明にご不明点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

パンフレット承認 NO. 9053

【参加お申込先】

東急観光(株)虎ノ門支店 営業5課 鈴木克裕・加藤美奈 行き
 F A X : 0 3 - 3 5 9 1 - 1 3 5 0 TEL:03-3591-9101

本お申込書をもれなくご記入いただき、F A Xにて上記弊社担当宛お申込み下さい。
 F A X受領後、弊社より受付の可否をご回答させていただきますので、万が一返信のない場合は、上記担当宛お問い合わせ下さいませようお願い申し上げます。
 請求書が必要な場合は、ご連絡下さい。
 お申し込み締切日は、8月31日(水)です。

回答欄 () ご予約OKです。下記口座に旅行申込金50,000円を 迄にお振込みお願いいたします。

U F J 銀行虎ノ門支店 普通 : 1055746 東急観光(株)虎ノ門支店

第38回海外住宅・都市開発事情視察団 参加申込書

フリガナ				ローマ字	パスポートをお持ちの方は同じつづりでご記入下さい		
渡航者名				(性)	(名)		
性別	男・女	生年月日	昭和 平成 西暦	年	月	日	旅行開始時 年齢 歳
婚姻事項	既婚・未婚	旧姓		出生地 (都道府県)			
フリガナ	(〒 -)						
自宅住所							
電話番号	自宅 :			携帯 :			
勤務先/所属部				役職名			
英文名							
フリガナ	(〒 -)						
勤務先住所							
	電話番号			F A X :			
メールアドレス	勤務先 ・ 自宅 ・ 携帯 :						
国内の 緊急連絡先	住所				電話番号		
	氏名				続柄		
海外旅行保険 について	加入する 後日お送りするお申込書でお申し込み下さい。			他で加入予定の保険会社			
	加入しない			ご署名 ()			
煙草について	吸う・吸わない	今後のご連絡先のご希望		自宅 ・ 勤務先 ・ 携帯			

パスポート(旅券)コピーを貼付して下さい。

(顔写真のページ)

今回のご旅行には、2006年4月16日まで有効なパスポートが必要です。

パスポートを新規に取得される方 :

申請予定日 : 月 日

受領予定日 : 月 日

受領後、速やかにコピーのF A Xをお願い申し上げます。

東急観光株式会社は、このお申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。